

呉市教育委員会会議録
(令和6年4月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和6年4月26日定例会

1 開催日時 令和6年4月26日（金） 15:00開会
15:17閉会

2 開催場所 754会議室（呉市役所7階）

3 出席委員 教育長 寺 本 有 伸
教育長職務代理者 佐々木 元
委 員 吉 中 由美子
委 員 辻 佑 子
委 員 大之木 小兵衛

4 出席職員 教育部長 石 川 直 之
教育部副部長 横 田 三 奈
教育部副部長 伊 藤 賀 世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽 田 光 利
教育総務課長 新 本 康 司
学校施設課長 瀧 川 孝 徳
学校教育課長 木 屋 善 貴
学校安全課長 田 村 峽 平
学校施設課主幹 丸 石 大
教育総務課課長補佐 橋 本 優 子

5 傍 聴 者 2人

6 日 程

（1）会期決定について

（2）前回会議の報告

（3）教議第20号 呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

（4）教議第21号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

（5）教議第22号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について

（6）教議第23号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいていますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・吉中委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和6年3月22日臨時会について報告)

教議第20号 呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第20号「呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第20号「呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。議案資料を基に、御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、呉市立呉高等学校に学校運営協議会を設置することに係り、所要の規定を整備するため、令和6年度から変更するものです。

2の改正の内容につきましては、大きく2点ございます。

資料1ページの新旧対照表を御覧ください。1点目につきましては、第16条の2第1項の「学校に学校評議員を置く」としていたものを、ただし書を加え、学校運営協議会を設置した場合には、学校評議員を置かないことができるものとして整理します。

2点目については、その他、下線のとおり、字句の訂正を行います。

2ページにお戻りください。3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の教議第20号「呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第21号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第21号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第21号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。

資料7ページを御覧ください。議案資料を基に御説明いたします。

1の改正の趣旨ですが、県費負担教職員の服務について、広島県教育委員会の規定改正に準じて、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容につきましては、大きく2点でございます。資料3ページの新旧対照表を御覧ください。

1点目については、第6条の第14、15項に、出生支援休暇制度に係る休暇等の手続を加えました。

2点目については、第15条にありますように、第14項も校長に対する特例を適用しました。

また、資料4ページの様式第8号の3「休暇簿」、資料5ページの様式第8号の4「出生支援休暇承認（取消）申請書」の二つの様式を加えました。

3の施行期日につきましては、令達の日でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第21号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 こういった制度がしっかり整備されていくことは大変すばらしいことだと思います。ただ、この整備の後の方が大切だと思います。教職員への周知であるとか取得しやすい環境も、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

木 屋 課 長 教職員がこの制度を活用して休暇を取得できるようにしっかりと周知をして、活用の促進をしていきたいと思えます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第22号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第22号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第22号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。議案資料を基に、御説明いたします。

1の改正の趣旨についてですが、呉市立呉高等学校の職員として講師を置くため、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容につきましては、資料9ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条の学校関係職員の職名の助教諭の後に「講師」を、別表の異動の種類1の採用(2)の助教諭の後に「講師」を、それぞれ加えました。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第22号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 講師という職名が加わるということですが、具体的にどのような立場なのか、教諭とは何が違うのか、また、講師が加わることの背景など教えてください。

木 屋 課 長 講師につきましては、今まで、非常勤の講師がおりましたが、この度の講師は常勤の講師になります。

職務の内容としましては、非常勤の講師であれば授業のみであります。常勤講師であれば教諭と同じように授業も行いますし、校務分掌も担っていただくことになります。

教諭との違いでございますが、公務員として採用される際、日本国籍ではない方については、教諭ではなく講師として採用されます。

辻 委 員 日本国籍ではない方は、教諭にはなれないということですね。

そういった具体的な方がおられて、そういう方に合わせて規定を整備するということですね。

教 育 長 広島県の採用の仕方として、外国籍の方を教職員として採用をするときに、講師として採用しています。この度、義務教育で勤めていた方が呉高校で勤務をする、ということにより、規定を整備します。

ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第23号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第6の教議第23号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第23号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。

資料18ページを御覧ください。議案資料を基に、御説明いたします。

1の改正の趣旨についてですが、管理職員の能力評価の評価項目を改正するとともに、呉市立呉高等学校の職員として講師を置くことに伴い、評価対象に講師を加えるものです。

2の改正の内容につきましては、大きく2点ございます。

1点目については、資料13ページの新旧対照表を御覧ください。教職員の資質・指導力向上や不祥事防止の観点から、別表第1の下線部分「教職員が発言・行動しやすい組織風土を創り出すこと。」とありますように、心理的安全性の項目を加えました。これは、広島県教育委員会の規定改正に準じて、整理したものです。

2点目については、呉市立呉高等学校の職員として講師を置くことに伴い、第8条第2項第3号、14ページ以降の別表3、4、6にそれぞれ講師を加えています。

3の施行期日につきましては、令達の日からでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第23号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。
以上で定例会を閉会します。

(15:17)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 佐々木 元 ）

（ 委 員 吉 中 由美子 ）

（令和6年4月26日定例会）